

退職時における特別昇給要綱

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年水道局規程第18号）第15条の規定により、職員が公務上の死亡により退職した場合、退職の日に、その者が現に受けていた号給より4号給上位の号給に昇給させることができる。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。